岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示

岩手労働局一般公示第25号

令和８年11月17日岩手地方最低賃金審議会から「岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金」、「岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」及び「岩手県自動車小売業最低賃金」の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第３項において準用する同法第11条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、岩手県の区域内で、鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業若しくは自動車小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第３項において準用する同法第11条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第８条の規定に基づき令和８年12月２日までに岩手労働局長あて（盛岡市盛岡駅西通一丁目９－15 岩手労働局労働基準部賃金室）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を郵送又は持参により提出されたい。

令和８年11月17日

岩手労働局長　　川 又　修 司

記

第１　岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見要旨

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

岩手県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）　鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。）、可鍛鋳鉄製造業、鉄鋼シャースリット業、鋳鉄管製造業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

（２）　金属線製品製造業（ねじ類を除く。）

（３）　その他の金属製品製造業

（４）　（２）又は（３）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

（５）　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１２８円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

第２　岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見要旨

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

岩手県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）　光学機械器具・レンズ製造業

（２）　時計・同部分品製造業

（３）　（１）又は（２）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

（４）　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）又は（２）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１１１円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり

第３　岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見要旨

岩手県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域

岩手県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）　18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１２５円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

法定どおり